

発災直後における災害廃棄物撤去等のための費用の工面

被災した各市町村は、3月の時点での事業費の残り分をかき集め、また緊急補正予算を組んで解体撤去業務の発注につなげることができた。

仙台市は、平成23年4月1日に市長専決により平成23年度第一四半期までの事業費100億円を確保した¹。

一方、宮城県では、東日本大震災において、被災市町間との地方自治体法に基づく災害廃棄物処理に係る事務委託手続きが明確になるまで2ヶ月かかり、補助金に関する通知も発災後2ヶ月後になり、被災市町村の補助事業をどこまで対応可能か判断ができない状況であった。また、国は、市町村による災害廃棄物の代行を規定した特別措置法の施行に5ヶ月をそれぞれ要したことから、国による災害廃棄物処理事業の予算化にも時間がかかった。小さい自治体では国の決定がないと動けない状態であり、また、環境省からの仮払いに時間がかかっていたことで、収集運搬業者に支払いができず騒ぎになりかけたこともあった。

事業費が確保できるか否かは、市町村の被害状況及び財政力に左右されるため、一日でも早い国の補助金等の概算払が望まれた。

また、事業費を確保するためには、震災廃棄物・津波堆積物の発生量の推計、処理期間の設定、処理費用の推計等について、迅速に行う必要があり、そのための計画づくりの重要性を再認識する声が聞かれた。

¹ 巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会仙台市講演より